(厚生労働大臣が定める者の一部改正)

ように改正する。

第十二条 厚生労働大臣 が定め る者 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)

の 一

部を次の表の

五 介護給付費等単位数表第7の1の注5、注6、注8、注9 (新	(略) (略) (略) (略) (略) (の2の3の注述びに第15の1の注1(3)及び第9の1の注1(3) の2の3の注述びに第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者 (略) (略) (の2の3の注述びに第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者 (明童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所統付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所統付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害史を受分に係る原生労働大臣が定める者 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定めるとの3の万度生労働大臣が定める者の4及び注4の3の万度生労働大臣が定める者の4及び注4の3の万度生労働大臣が定める者の4及び注4の3の万度生労働大臣が定める区分(平大年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分に依ろにより第1の注1(3) このの四分護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の万度生労働大臣が定める区分(平大時に表するとの1の注1(3) このの四分護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の万度生労働大臣が定める区分(平大時に表する区分(平大時に表する区分)上の注1(3) このでは、1(3) このでは、	改正後
迎)	(略)	改 正 前

大方月以上総続する場合に、別表第二のそれぞれのスニアを合算し、十点以上である者 (新設) (新設) (新設)	一
ュ機 給) 能 付 _が 弗	出版のでは、 の注6、注7及び注14、第11の4の2の注4、第12の11の 3の注6、注7及び注14、第11の4の2の注4、第12の11の 第13の10の注4、第14の10の注4並びに第15の7の注4の 大田が定める者 にある者又は医師意見書により医療が必要であるとされる にある者又は医師意見書により医療が必要であるとされる にある者又は医師意見書により医療が必要であるとされる にいまる。 にいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する のであるとされる にいまる。 のであるとされる にいまる。 にいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する にいまる。 にいまる。 にいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する にいまる。 にいまる。 にいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する にいまる。 にいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する にいまる。 にいまる。 にいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する にいまる。 にいなる。 にいなる。 にいなる。 にっな。 にいなる。 にいなる。 にいなる。 にいな。 にいなる。 にいなる。 にいなる。 にいなる。 にいなる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にな
 「 「 「 「 「 「 「 「 「 	、注11及び注12、第7の5の注6並びに第8の2の3の注8の 大臣が定める者 生労働大臣が定める者 本スコア及び見守りスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係 基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者 基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者 基本スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のでは13の4及び注13の5 厚生労働大臣が定める者 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とす スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とす 大態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当す 大態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当す